

平成30年度 第3回 公共事業等審査会 議事概要

- 1 日 時：平成30年11月9日（金）13:55～17:00
- 2 場 所：ひょうご女性交流館5階 501号室
- 3 出席者：藤田会長、足立委員、飯塚委員、奥見委員、小谷委員、桜間委員、野崎委員、服部委員、安田委員

4 議 事：

継続事業（審議案件）の説明、質疑、審査

- （1）道路事業 国道2号〔和坂拡幅〕
- （2）林道整備事業 森林基幹道 須留ヶ峰線
- （3）農道整備事業 広域営農団地農道整備事業 南淡路地区

報 告

- （1）事後評価
 - ①ほ場整備事業 用排水路整備〔八幡地区〕
 - ②漁港漁村整備事業 室津漁港
 - ③河川事業 二級河川 志筑川
 - ④市街地再開発事業 明石駅前南地区
- （2）完了年度を過ぎる事業・事業費が大幅に増額する事業

<議事結果>

継続事業3件すべて「継続妥当」

<議事概要>

【継続事業】

- （1）道路事業 国道2号〔和坂拡幅〕 【県から継続評価調書に基づき説明】

○委員

一般的に、工事が延びれば事業費は膨らむが、工事が7年延びて、事業費が変わらないのはなぜか。B/Cが3ぐらいあり、多くの方が望んでいるこの大事な事業が7年間延びるのは、延び過ぎではないかと思う。延伸理由が、電気設備と不発弾となっており、不発弾について、このバーチャートを見れば6カ月となっており、平成30年が平成31年に延びるのは理解できるが、平成37年に延びるのは理解がしづらいので、もう少し説明いただきたい。

○県

総事業費の変更は無い。工事費は多少上がると考えているが、用地費は、大型の物件などが精査されてきたこともあり、総事業費はこの中で収まると考えている。7年延伸については、不発弾の調査は半年ぐらいであったが、この橋はJRに委託し、工事を行っているが、下り線の実績を考えると、上り線について、前工程であれば2年位であったが、4年ぐらいかかっている。また、前回の審査会時は、平成26年度から下り線の工事に着手するため、JRとの協議の結果、平成27年から工事着手となった。あと、用地の進捗について、面積ベースでは80%、まだ多少、大型物件等もあり、そういった用地を買いながら進めていくため、用地取得に多少難航しているということもある。このため、不発弾以外の部分、橋の施工にかかる期間など、トータルで考え、今回、平成37年度に変更している。指摘の通り、渋滞箇所であるため、なるべく早く効果を発現させることを考えている。

○委員

大変重要な道路であるため、できるだけ早く事業効果を出すように努力はいただいていると思うが、1.3kmの事業で、延伸すると20年の事業期間になる。JRとの協議もあるが、用地買収に相当時間がかかっているのではないかと。用地買収について、なかなか難しい問題もあると思うが、前後も4車線整備されており、道路拡幅されると地権者等もわかっていると

思う。何か工夫して早期買収ができるようにできないのか。1.3kmの事業で20年は、ちょっと長い。用地買収が難しいのはよくわかるが、そういう難しいところについて、他からの応援や、地元市の協力も得る必要があるのかと思うが、何か工夫していただきたい。これだけかかっているならば、大きな損失にもなるため、早く事業効果を出していただきたい。

○**県**

用地は、周りに建物等が張りついているところであり、1.3kmであるが、40件以上の物件補償もあるため、時間を要していたのも事実であり、まだ10件程度の物件補償が残っている。事業認定、収用の方も、考えながら進めている。確かに20年ということで、長くかかり過ぎだという指摘の通りであるため、なるべく早くやっていきたいと思う。和坂の交差点のところが渋滞しているため、まず、その周辺を4車化すれば少しでも効果が出てくると思うので、収用などを使うということも含め、少しでも早く効果を出すため、いろいろ工夫をさせていただきたいと思う。

○**委員**

用地のところが面積ベースで80%完了（平成30年度末見込み）と書いてある。実際にここを見学させていただき、和坂の交差点周辺の重要であると思われるところが、まだ完了していないという説明を受けたと思うが、取得できる見通しはあるのか。

○**県**

和坂の交差点から西側のところは、まだ建物等がある。御協力いただけるというところと、難航しているところがあるため、今後、収用も考えながらやらざるを得ない部分もある。

○**委員**

収用もそうだが、平成17年度から用地取得で交渉し、立ち退きを要する方、用地買収しないといけない方の場所はわかっていると思う。13年間やって、なかなか結果が出ない方については、交渉のある時期から打ち切りというか、次のステップに入っていくというものも今後は考えられてもいいのではないのか。長くなっている大きな理由は、用地取得ができていないところにあると感じるが。

○**県**

個別の調査について、順番に調査しているところもあり、全員、事業開始した一番初めから十数年間交渉しているわけではない。ただ、実際に交渉を開始した中で、いろいろと難航している方もいる。交渉を打ち切るというより、事業認定の手続も並行しながら、任意交渉も一緒に続け、難しいとわかった時点で、収用に切りかえていくことになると思う。

○**委員**

40件の補償が必要で、さらに残っている10件については、まだ幾らで取得するかが決まっていないという話になるのか。

○**県**

調書の2ページのところに、今後8年間で10件と書いているが、この部分が残っている。任意で買収の協力をいただけたところ、難しいところが出てくる可能性もあると思う。これから上り線の方の工事を行うが、当初2年程度と考えていた部分は、やはり4年ぐらいの期間はかかってくるということがあり、全体として早くできる部分、効果が早く出る部分というのは工夫していきたいと考えている。

○**委員**

道路の5ページ、工事の工程表について、先ほど不発弾の話があり、JRに伴う施工能率の低下で、結局、実施が1日8時間が4時間になったということだが。

○**県**

JRにこの部分を委託しており、協議する中で軌道内の作業のため、安全確保のためには電車が通行する間は作業が難しくなった。

○**会長**

8時間が4時間というのは、当初から考えて、事情が変わったということか。

○県

電車が多少通っていても橋自体は電車が通る外側なので工事は施工できる見込みで、8時間程度で考えていた。実際の工事は電車の軌道上ではないが、電車が完全にとまった時間だけで工事をする事になっている。

○会長

それが、JRからの要望ということになるのか。

○県

その通り。

○委員

いろいろ事情があり、事業が長期化するのには理解できないではないが、再評価年度が平成25年度で、その時に平成30年度には完成予定と説明されていると思うが、かなり早い段階から、さらに長期化することが予想できたのではないかという気がする。8時間が4時間になるというようなことも含め、そういう見通しについて、当初の予定よりもっと長引くということであれば、説明は早目にする方がいいと思う。

○県

5年前には、平成30年度にできるということで、再評価をかせかせていただいた。今回、時間を要しているJR協定を結んだのが平成26年末であり、前回、評価時はJRとの協議の上での工程ではなく、こちらで想定した工程でかけたこともあり、5年前の時点で、もう少し精査した見込みでかけることができればよかったのかもしれないが、その時点ではできていなかった。5年前にできていればよかったが、今回、実際に橋の工事に入り、こういう形になっている。延伸するという情報は、早目に皆さんに諮っていきべきと思うので、工程の精査については、再評価にかける時にもう少し考えていきたい。

○県

工期の大幅な延伸については、本日も最後に報告させていただくが、5年ごとの再評価になるため、5年たって突然工期が大幅に伸びる、事業費が大幅に増えるということが、まれにある。過去の事例を踏まえ、現在では、5年ごとの再評価のタイミングを待たず、工期の大幅な延伸や、事業費の大幅な増額がある場合には、まず報告するようにしている。当時は、まだそういう形をしていなかったが、今はその点を改善するシステムにしている。

○委員

この事業は、国道2号の拡幅ということで、国が50%、県が50%となっている。工期が延びることに関して、国はどのような反応を示しているのか。なぜ県が担当しているのか、国にしてもらえばよかったのではないか。

○県

国道2号については、和坂の交差点までが国が管理し、そこから西側は県が管理している区間になっている。このため、この部分は県が事業を実施している。

○委員

国は、ますます早く事業を進捗させろと言うのではないか。

○県

この事業は、国からの交付金で実施している。当然、事業が早くできることは必要かと思うが、交付金として補助をもらっている部分が、国が50%ということになっている。

○委員

工期が延びることに対して、国はどのようなふうにレスポンスしているのか。国の方は4車線が完了しており、県の管轄のところを早くしろと彼らは言うに違いないと想像できる。それが、まだ延びると言われると国の方は、もっと早くやってくれというふうなレスポンスになるのではないかと思うが。

○県

事業期間を延伸し、計画を変更することは、国には伝えている。早くやってくれというレ

スponsはということだが、もっと前倒しをすべきだとか、延ばすべきではないなどはなく、こういう計画になるということで、認めていただいている。

○会長

ここのネックポイントは、和坂の交差点のようなので、そちらの工事をなるべく早く進めていけば、周辺住民の関心の持ち方も高くなり、加速度的に早くなる可能性があると思う。目に見える形で事業が進んでいけば、反対していた方も意識が随分変わってくる気もする。

(2) 林道整備事業 森林基幹道 須留ヶ峰線【県から継続評価調書に基づき説明】

○委員

最初にどこに道をつけるかというのは、どういうふうに進められたのか。こんなに変わるの、最初の調査が悪かったのか。

○県

最初の年度に全体計画調査を行うが、その時はきちんと機械で測量するというのではなく、林道はあまり急な勾配でもつけられないため、既定の勾配内で収まるかぐらいを確認しながら、山を歩き、延長や、所々の断面をとることになる。最初の年度に全て一気に詳細というのも時間と労力がかかるため、全体計画は現地踏査を主体とし、概算経費を算出している。それから、地形や森林の現況、貴重な植物、動物の有無を調べるという全体計画調査をし、それぞれの工区を着手していく中で詳細に測量等をし、詳細な費用をはじくというふうに進めていっている。

○委員

あと、2つか3つ残っているが、それも変わる可能性があるのか。

○県

これから詳細に測量等を行うと、変わってくる部分はあるかと思うが、現在67%の進捗で、あと33%になっている。それから、青の部分は、数年前からずっと検討してきた内容になるが、この分については、測量等を行っており、今後は大きな変更はないと考えている。

○委員

変わることによって、メリットもあったので良かったと思うが、どのように調査されるのかと思ひ質問した。

○委員

林道は建設するのも大変だが、環境が厳しいため、維持管理も大変だと思うが、建設した後、林道を維持管理するコストは、どの程度かかるのか。今回、この費用対効果に含まれていない効果として、地域の観光資源と連携による都市住民と山村住民との交流促進による地域の活性化と書いてあるが、この林道を使ってどのように交流されるのかが見えにくい。

○県

維持管理経費については、この費用の中で計上しているのは3,100万円で、この林道は舗装されており、側溝に石や葉っぱが詰まった際に取り除く費用や、舗装の上に小さな石が落ちていた場合の除去費用を計上している。ただ、災害については、国の災害復旧事業で実施できるため、それについては、この費用の中には含めていない。確かに、法面も風雨にさらされて劣化したりすることはあるが、そういうことで大きな費用がかかるということはない。あと、交流、観光ということについては、ここはまだ工事中のため、利活用の具体例というのはないが、例えば、終点の朝来市佐囊には神子畑の選鉱場があり、そこからこの林道に入ると、眺めることができるスポットもある。例えば、全線開通した時には、他の林道でも行っているが、観光スポットや眺望のいいところ等をまとめたパンフレットのようなものを作成し、レクリエーション的な利用も考えていく。

○委員

一般乗用車も自由に通行できることになるのか。

○県

はい。

○委員

B/Cが2.2ということで、前回よりも上がっているが、木材の需要量が増加すると上がると考えて良いのか。

○県

上がった主な原因は、今回、ルートを変更しており、今までは、この赤いルートを通していたため、この林道を使って将来、森林整備ができるであろうという区域に含めていなかったが、今回、この青のルートに変更したため、作業道を延ばし、この林道を使って木材センター等に出すということが可能になる。ここも人工林がかなり含まれており、その範囲をこの林道を使って森林整備することができるということで、単純に面積が増えて環境の方の便益が上がった。

○委員

需要量の変化というのは、あまり関係はないのか。

○県

木材利用便益も見込んでいるが、今の計算手法によると、こちらのほうが大きく出る。

○委員

この林道を整備すると、山の価値が上がるのではないかと思う。そういうことを考えると、山の所有者、森林業を営んでおられる方は何件ぐらいいるのか。

○県

個人も林業経営体も含め、所有者としては200ぐらい。この林道がある養父市と朝来市を含めると120名ほどが森林に従事している。

○委員

所有者の負担金はなくて良いのか。

○県

この事業は国50%、県40%、地元市町10%で進めており、個人直接ではないが、地元市町から負担いただいて進めている。

○委員

例えば、灌がい用のため池を改修する時には地元負担されているケースが多いと思うが、沿線に立派な林道がつけば、今、山の価値が非常に落ちているとは思いますが、価値が上がると思う。そういうことに対する、所有者の負担は、全く考えていないのか。

○県

はい。林道をつけると、価値が上がるという効果はあるが、その林道の土地については、自分の手から離れ、面積的には若干減るため、今後も個人の負担という予定はない。

○委員

林道の部分の用地は、所有者が抛出するのか、買収するのか。

○県

その部分は、市町がまず買収し、その後、県がその半分を市町に払うという方法で進めている。朝来市と養父市は違うが、他の市町では、買収せずに取得している例もある。

○委員

1点目、イヌワシ自体についてはもう全く影響がないのか。2点目、ここは鹿が非常に多いところで、林道-5の下のほうの林内の図を見ても、林床がかなりやられているような状況が見えたり、林道-6の一部、落石防護柵の上の方は、完全に鹿の食害を受けていると思うが、鹿の食害に対して何か対策しているのか。3点目、法面保護で外来種子の使用を制限しているのは全然悪くはないが、どういう植物を使っているのか。最後、平成25年度の審査会の意見で、均衡のとれた人工林の林齢構成を目指すとともにというようなことを書いていたと思うが、例えば林道-3に利用可能な人工林が多数存在するというような、林齢構成が出てい

るが、これが目指す目標とする均衡のとれた林齢構成なのか。この林道をつくることによって、理想とするような林齢構成の樹林になっているのか、4点聞きたい。

○県

まず、イヌワシについては、営巣跡、過去にそこで子供を育てたという巣が見つかり、最初、ルートを平成20年に変更した。その後は2年に1度ほど飛来する姿は目撃されているが、そこで営巣することはなく、特にこの林道で影響ということはなく、イヌワシは、やはり県内では、全体として減少傾向にあると思う。特にこの林道での影響はないと考えている。鹿については、植生調査もしたが、生えているのは本当に鹿が食べない、不嗜好性の植物が優占している。この林道は長い延長があるので、林道として対応はしていない。前のスライドで示しているように、飛来種子、周辺に生えている人工種子でやっている部分もあるが、それ以外は全く外来種を使っていないということではなく、森林林業技術センターとも共同して過去に調査し、外来種の中でも最初3年ほどは旺盛的に生えるが、その後、どんどん衰退して郷土種に変わっていくあまり影響のない種ということで、クリーピングレッドフェスクやレッドトップ、バミュダグラス、ホワイトクローバーなどを使っている部分もある。最後の林齢構成について、今、この図で示している構成は非常に高齢林が多く、これが理想とではない。まだ須留ヶ峰線の沿線でも進んでいないが、人工林も非常に高齢化が進んでいるため、皆伐再造林し、若返りを今後、図っていきたいと考えている。

○委員

平成25年は、そのようなことを書いたと思うが、林道をつくったことにより、少しでも均衡のとれた林齢構成のような方向に動いているかどうかということ。この資料を見ると、まだまだ利用できる人工林が多数存在し、非常にいい状態というような意味で書かれている感じがするが、実際は高齢林であまり望ましくないような状態だと思う。あまり望ましくない状態が、この林道をつくることによって少しでも改善されているという説明の方がいいのでは。

○県

確かに搬出間伐などは進んでいるが、この林齢構成を大きく変えるというようなところまでには至っていない。表現については、検討させていただきたい。

○会長

林齢構成は、そんな簡単に変えることはできないと思うが、この事業とは別に、そういう活動や事業があるのか。

○県

先ほどから、林齢構成が非常に高齢に偏っているという指摘だが、全体を見ると46年生以上のいわゆる伐期に達した人工林が約7割程度になってきている。やはり、この成熟した森林をこれから、いかに活用して林業を振興していくかということが非常に大きな課題になっている。現在は、木材の搬出については、大半は間伐し、その間伐材を搬出し、それを建築用材、バイオマス用材に活用しているという状況。今後、林齢がどんどん上がっていくので、間伐を過ぎた齢級が多くなってくる。そういうところは、いわゆる皆伐し、木材を搬出し、その後に再造林、もう一度木を植え大きくするという、いわゆる循環型林業に持っていくという方向に、県としても検討している。県としての取り組みとしては、今年度から主伐・再造林推進協議会を立ち上げ、民間の林業事業者、市町等を含め、今後の対応について協議を始めたところ。すぐにはできないと思うが、木材利用と兼ね合わせ、主伐再造林を進めていきたいと考えている。

○委員

植林した時に、すぐに鹿が食べてしまうということで、なかなか植林が進まないということも聞いていたが、その辺の対策は何か積極的に考えているのか。

○県

鹿の食害が問題になっており、今までは間伐したところを柵で囲い、鹿が入らないようにしていたが、柵の周辺の木が風で倒れ、1カ所でも抜け道ができると、すぐに中が全滅してし

まうことがあるので、県もプロジェクトチーム等を立ち上げ、例えば、大きく囲むのではなく、まずパッチワーク状に細かく金網をつけたり、鹿が食べないように1本1本の木にビニールの筒をかぶせて鹿が食べないようにするなど、細かい区域の鹿柵、プラス単木の資材による防護などもある。今までは木を植えたら下刈りをしていたが、頻繁にしなくても、ある程度、木も成長する。しかも坪刈りといって、木の周りだけ下刈りすると、他に鹿の食べる下草が生えるため、食害も減るのではないかなど、先ほどの協議会等でやっていこうと、考えているところ。

○委員

人工林はこれからも必要だが、人口減少になり木材が大量には使われないのではないかとと思うので、雑木の山をつくることも必要ではないかと思うが、そういう計画はないのか。

○県

これからは人工林を切った後、全てスギの木を植えるという時代ではなく、人工林として、経済林としてやっていく部分と、針広混交なり広葉樹を植え、今後、成林させていくなど、棲み分けしていきたいと考えている。

○会長

B/Cの算出根拠の表などの資料の変更についてはどうすればいいか。

○県

会長と委員に確認いただくということで対応させていただければと思う。

○会長

そういう対応させていただく。

(3) 農道整備事業 広域営農団地農道整備事業 南淡路地区【県から継続評価調書に基づき説明】

○会長

費用便益が少し下がっている理由は。

○県

総事業費は変わっていないが、工期が伸びたので、総費用について、過去の建設分に割引率がかかってくるため少し上がっている。工期が伸びたため、効果の発現が少し遅くなるという点で、少し下がった。

○委員

全線開通していないので、十分使われているとは言えないが、日計画交通量が4,700台になっている。費用便益にもかかってくると思うが、現況交通量がわかっている区間はあるか。

○県

この農道事業の一つの指標になる数字として、ピーク交通量4,700台を記載している。20kmの区間があるため、区間の中でも南あわじ市の方の農繁期のピーク交通量が農業交通で3,500台、一般交通で1,200台という、一定区間のところの数字を記載している。計画上は、年間交通量が一般交通で150万台を見込んでおり、農業交通については、軽トラなど小さな車が2トントラックなどに大型化するといったことがあり、事業実施前の75万台/年が、大型化により30万台になる計画になっている。

○委員

法面保護でウバメガシ林の再生は、非常にいいことなので、継続してやっていただきたい。費用対効果に含まれない効果の中で、文化財発見効果で農道施設に伴って何かを発見された、具現化されるというようなことが書かれているが、実際に何かあったのか。

○県

淡路は非常に古くから歴史のあるところなので、あちこちでいろんな遺構が出るが、例えば、この新聞にあるように、昔の100年前の窯があったとか。これ以外にも、昔の竪穴式住居などが発見されている。

【事後評価】

(1) ほ場整備事業 用排水路整備〔八幡地区〕【県から事後評価調書に基づき説明】

○委員

旧の施設が30年以上ということだが、この新しくつくられたパイプラインの耐用年数はどれぐらいか。就農者の増加と言われているが、大規模化していこうと思うと、八幡地区だけではなくてくると思うが、周辺、県全体、あるいは、東播として大規模化の計画について教えていただきたい。

○県

耐用年数について、バルブなどが10年から15年。実際のところ、パイプライン自体は30年以上もつと考えている。農地集積の状況については、八幡営農も手広くやられており、この地域の中で八幡営農は70haぐらいだと思うが、他の地域もあわせると、100ha規模で隣の地域も含めて農地集積がされている。県全体の農地集積の状況で言うと、県全体で23%程度であるため、当地区は44%、およそ倍ぐらいの農地集積になっている。県は、これを3分の2ぐらいまで上げていくということを目指しているが、一方で、個別野菜農家、例えば淡路などは、比較的小さい面積でも収益が上がる農業をされており、その方も担い手であり、そういう方が多数を占める農業を目指していくとしている。

○委員

この地区の中央に東播磨南北道を延伸させると思うが、それによって、事業がマイナスの影響を受けるという心配は別にないか。

○県

スタートの時点から、調整を図りながら実施した。事業途中で八幡南ランプまでは完成しており、そこでも調整の上、進めている。今後、小野向きにまだ伸びていくという中で、先行してパイプライン工事をしている形になる。基本的には、お互い後々の影響がないように計画をすり合わせしているが、路線が確定していない段階で施工したため、部分的に補償でつけかえ工事が発生するのは事実かと思っている。

○委員

こういう事業の成果を、ふぁーみんSHOP八幡で、パネルにして県民の皆様を示すのは可能か。

○県

恐らく、可能だと思う。貸してくれるかどうかはあるが、基本的にはJAのため、協力はいただけたと思う。

○委員

この事業を県が実施し、こういうふうになっており、高規格道路が延びていくことにより、こういう影響も将来出ること、書いて告知されると、お住まいの方々や県民の方々が、よりよくこの事業に対しての理解を示いただけるのではないかと思うので、検討ください。

○県

事業効果という意味では、積極的に外部発信していくという取り組みを進めており、他のほ場整備でも事業前から、ドローンでいろんな映像も撮影し、でき上がった後の営農状況をまたドローンで撮影するという取り組みも始めている。そういうものをホームページなどで発信していくといった取り組みも進めており、委員の助言の分についても、ぜひ前向きに検討していきたいと思う。

○委員

特徴的な取り組みとして、PMSの導入と書かれているが、これは、他の組合などでも既に導入されているものか。それとも、あまり導入されていないが、ここで革新的にやってみたということになるのか。

○県

他のところに、どれだけ導入されているか把握できていないが、ここで導入した経緯は、国の研究機関で実験的に実施しようということで、モデル地区として導入した。地元にとって

非常にお得なモデルということで導入したと聞いている。

○委員

本来、土地を実際に見てやっていたのが、地図上で入力していくことにより、農薬散布の場所などもきっちりできていくという、そういうシステムか。

○県

GISの画面で見れるということで、例えば作付計画も入れることができ、今年はここで麦を作る、ここは大豆を作るという計画もできる。昨日はここに農薬散布した、明日はここに農薬散布するというのが、組合員が何人かいる中で曜日によって人がかわっても、それさえ見ればできる。今まで、紙の上で次の人に引き継ぐことの中で間違いも生じていた。これまでは、自分が借りていない田んぼを耕しに行っているというような話もあったと聞いている。それが、間違いもなくなり、何人かいる従業員が、誰もがわかりやすく作業ができるようになったと聞いている。

○委員

このシステムは、組合員の方がパソコン上で同じものを見ることが可能ということなのか。それとも、この事務所に置いてあるのを見に行くということか。

○県

基本は事務所です。

○委員

事務所に見に行って、1人のオペレーターか。

○県

組合員は何百人もいるが、従業員の方はたくさんいない。農作業をするオペレーターの方がいるので、その方が一旦事務所に行って、今日の作業を確認した上で現場に行くという形。

○委員

用排水路-5に、用排水路の作業の軽減、暗渠排水の整備によって作付面積が増加し、付加価値の高い作物に転換できると記載があるが、これは、どういう関係があるのか。

○県

作物を楽して作ったり、用水の管理を楽にすることにより違う作物を作る時間ができるということがあり、経営面積も拡大できるというふうにつながる。

○委員

全体的な作業量を減らすことができたから、そういう作物をつくることができるようになったということか。

○県

単純に言うと、水路の管理に時間を割いていたのを作付に振り向けるということになる。

(2) 漁港漁村整備事業 室津漁港【県から事後評価調書に基づき説明】

○委員

老朽化対策、新規施設をつくられたということだが、漁業者の方々の高齢化が進んでいると思うが、世代交代や、漁業者の数、年齢構成というのは、若干でも若返ってはいるのか。

○県

手元に年齢構成の資料がないが、例えば、平成6年と現在の組合員数を比較すると、平成6年が206名に対し平成28年では146名と、約3割減となっている。ただ、登録漁船数については197隻から189隻ということで、4%減にとどまっている。これは、カキ養殖が事業期間中から右肩上がりになっている中で、カキ養殖用の船が加わったことにより、漁船全体の下がりをとどめている。逆に、県全体では、登録漁船も30%ぐらい落ちているが、この室津漁港は、ある意味、珍しい漁港になっており、4%減にとどまっている。一般的には、高齢化はすくなく進んでいるが、カキ養殖は結構、若い方が参入されている。

○委員

やはりPRが大事だと思う。室津は、街中にもきれいなところがある。逆に、新しい方が入りにくい土地柄でもあるが、どんどん、漁業についてもPRしていただきたいと思う。

○委員

組合員数が減っているが、室津には技能実習生が漁船に乗船するということはあるのか。浜坂などは、確かインドネシアの方から技能実習生に來られて乗船していると聞いているが。

○県

室津での技能実習生の受け入れは手元に資料が無くわからない。例えば、近隣の家島漁港などは、インドネシアかどこかは忘れたが、採用していると聞いている。

○委員

経営転換としてカキ養殖ということだが、カキ養殖をやりたいので、こういう事業をしてほしいということになったのか、それとも、事業をするので、それに合わせてカキ養殖という経営転換となったのか。一般的に、漁港整備というのは、経営転換が、前提になるのか。

○県

最近では、要請がないため、漁港で用地を新たに増設というのはほとんどやっていない。室津については、整備期間が長いので、もともとはノリとカキの養殖ということで用地の造成計画もしていた。当初、用地が4,000㎡から12,000㎡となり、6,900㎡に収まっているが、カキ養殖が、生業としてやっていけるということで、事業の中盤からは、カキの加工場を設置するための用地整備ということに転換している。加工場を営んでいる方は、最初から加工場を建てず、他の加工場で修業し、これはいけるということなら加工場を建てる。計画は見直しながらやっていっているというのが実態。

○委員

これは割と、非常にうまくいった事例か。

○県

うまくいった事例。

○会長

静穏度が整備前で1.1mだったのが、整備後は0.3mとなっているが、どういう数値で計っているのか。防波堤をつくって1.1mが0.3mに減るということか。

○県

これは防波堤ができた時の静穏度解析をベースに資料を作成しており、防波堤がある中で、防波堤の前の1.1mに対して、防波堤がある背後については0.3mになっている。

○会長

水面の変動量か。

○県

はい。

○委員

漁業者の後継者、担い手を育成するということも大事なことだとは思いますが、県下の高等学校で、香住で海洋科学科があり、船も持って、実習もしていたと思うが、それ以外にも漁業関係の学科というのは、県下の高等学校であるのか。

○県

県下は香住だけ。但州丸という船も持たれ、研修で外洋まで行くというようなことをしている。内海には、残念なならない。

(3) 河川事業 二級河川 志筑川【県から事後評価調書に基づき説明】

○会長

啓発活動のことをおっしゃったが、具体的にはどういったことをお考えか。

○県

事業の成果については広報紙や、看板の設置。それから、志筑川の見学会の開催等を考えている。今回の7月豪雨や、台風でもそうだが、豪雨が来るたびにこの事業によりどういう効果があったということをPRする必要があると考えている。一方、安心感ばかりではなく、施設整備による安全というのは限度があるということも、PRする必要があると考えている。

○会長

完全に安心し切ってもらっても困るところがあるので、どれぐらいの雨が降ると危ないこともあるということは、きちんと伝えていただきたいと思う。

(4) 市街地再開発事業 明石駅前南地区【県から事後評価調書に基づき説明】

○委員

この計画自体は、非常ににぎわいが出て、図書館もすばらしいと思うが、地区の東側にあるアスピア明石のあたりが、かなり衰退するのではないかと心配もある。

○県

もともとアスピア明石にあったこども図書室と子育て支援施設を今回のビルに移設し、アスピア明石もその後のスペースを有効に使えるようになっている。

○委員

そこもまだ、にぎわっているのか。講演会が行える会議室の機能は残っているのか。

○県

機能は残っている。また、具体的に店舗が撤退したなどの話は聞いていない。

○委員

新しい施設は、目新しくてにぎわうと思うが、古い建物も大事に使っていくべき。

○県

今回再開発したところにも古い横丁的な雰囲気を残す設計上の工夫もしている。そのようなご意見も踏まえて、今後に活かしていきたい。

○委員

再開発の3ページのところ、入居率というのがあるが、商業店舗は、ほぼ全てのところで従前の方が入居しているのか。

○県

権利床とって、もとの権利者の方が入っている。1区画だけ新たに店舗が入った。

○委員

元々、ここに居住されていた方は、ここに居住が可能になっているということでよいのか。

○県

従前、この地区に住まれていた方は7世帯13名おられた。そのうちの2世帯3名の方が残留されている。その他の方は今回を機に地区外に転出された。

○委員

地区外に転出された方は、ここに入居したいのに入居できなかった訳ではないのか。

○県

入居できなかった訳ではなく、所有者も借家人も、各々がどうされるかという選択をされ、出られたということ。

○委員

この再開発は床を全部処分できたということで、事業採算性は十分とれているということだと思ふ。即日完売で一部企業の購入もあったということだが、これは、単に企業からのニーズがあったということか。

○県

誰が買われたかということに関して、我々も入手しにくい情報。ただ、企業の方が購入されたと聞いている。

【完了年度を過ぎる事業・事業費が大幅に増額する事業】

○委員

2番目のところで、漁協との交渉もあり、アユの放流があるため、それに配慮という説明があったと思うが、それに伴って補償を要するなどの話ではないのか。

○県

放流する時に工事をすると、濁り水が稚魚に影響するため、工事期間に影響するというところで、補償ということではない。

○委員

放流する時に工事をしなかったらいいだけと理解すればよいか。

○県

はい。

○県

アユを放流し、大きくなって、それを今度、漁業権を販売して、釣りをする人がいて、それが漁業組合の商売になるため、そういう期間は工事をしないでくれと言われる。濁った水が出るとお客さんも来なくなるので、長期間、工事をしないでくれということと言われる。

○委員

長期間って、大体どれぐらいか。

○県

今回の場所では、濁水期で3カ月ぐらいと、あと、出水期はもともと川の中の工事をしないため、あわせて8カ月ぐらいの期間である。

○会長

それは事業費が増えたという話とは違うのか。

○県

工事期間の問題。

○委員

工事が連続しないから事業費が上がるのかと思ったが、それは関係ないのか。

○県

はい。

○委員

高木末広バイパスの用地交渉の難航理由は、価格が合わなかったからという話だが、予算はそのままいいのか。

○県

基準の中で交渉をさせていただいている。

○委員

今の事業費の中でおさまるといふことか。

○県

はい。

以 上